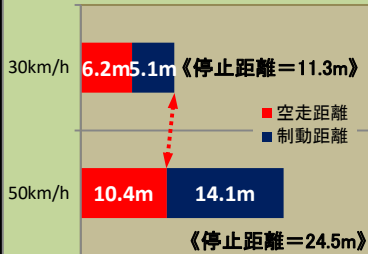


# □ 埼玉県警察速度管理指針 □

◆ 埼玉県内では、交通事故発生状況や走行速度と交通事故の関係等の分析に基づき、道路環境に応じた各種対策を推進し、実勢速度の抑制による交通事故の減少に努めてまいります。

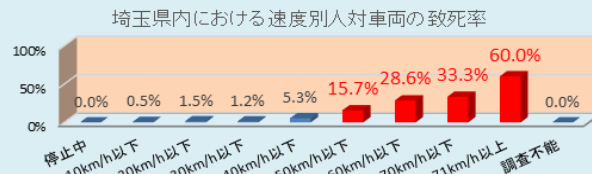
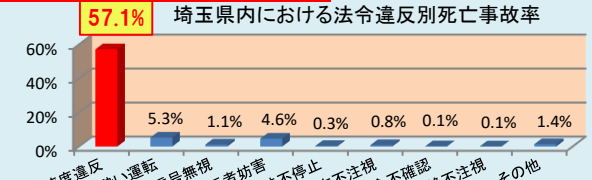
## 《 速度超過の危険性 》

### ○停止距離が長くなります。

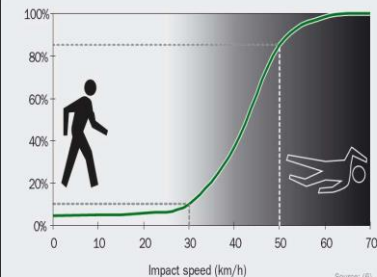


速度が増大するほど、停止距離は長くなります。12m先に歩行者がいた場合、時速30kmでは手前で止まることができますが、時速50kmでは、**ほぼノーブレーキ（空走状態）で歩行者と衝突してしまいます。**  
時速20kmの違いには、これほど大きな差があります。

### ○死亡事故に直結します。



令和5年中、県内では1万7,002件の人身事故が発生し、そのうち**死亡事故が122件**でした。  
人身事故の多くは、前方不注意や安全不確認等を原因としていますが、**速度違反を原因とする死亡事故率は57.1%**であり、速度違反が、いかに死亡事故に直結しているかを表しています。  
※死亡事故率=事故原因となった違反が死亡事故となった割合 (死亡事故件数÷人身事故×100)



歩行者の致死率は、衝突速度が時速30km/hのときでは約10%ですが、**時速50km/hでは約80%以上と急激に増加します。**  
速度が増大すると致死率が上がることを示しており、**速度を控えることが大切**を表しています。

※Speed management - A road safety manual for decision-makers and practitionersより

## 生活道路

### 【特徴】

- 歩行者と自転車が関係する人身事故のうち、**約67%**が生活道路や市街地（市町村道）で発生しており、登下校や買物などで人出が多くなる朝夕の時間帯に人身事故が増加します。
- 抜け道に利用されている道路では、急いでいる車と歩行者等との重大事故が懸念されます。

### 【方針】

- 生活道路では、最高速度を時速30km/hとする「ゾーン30」を整備するなど、「人優先」の交通安全対策を推進し、速度抑制を図るために**可搬式速度違反自動取締装置等による取締り**を強化し、通学路等における歩行者保護に重点をおいた取締りを推進します。
- 交通事故発生状況の分析に基づき、**速度超過違反取締り**を強化し、実勢速度の抑止を図ると共に、著しい速度超過車両に対しては取締りを強化します。



## 幹線道路

### 【特徴】

- 人身事故のうち、**約43%**が幹線道路（国道、主要地方道、県道）で発生し、さらに、死亡事故では全体の**約56.4%**と割合が高くなり、生活道路に比べて危険度が大きくなります。
- 歩行者と自転車が関係する事故の死亡事故率については、生活道路等の**0.7%**に対して、幹線道路では**0.9%**であり、生活道路等の**1.9倍**と実勢速度の高さが死亡事故につながっています。

### 【方針】

- 交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、信号等の交通安全施設の整備状況、交通の状況等に基づき、**最高速度規制の見直し等**を行い、交通流の適正化を図ります。
- 人身事故を減少させるため、交通事故発生状況の分析等の結果に基づき、警察署ごとに速度取締り重点路線を設定し、**実勢速度の抑制を目的とした速度取締りや白バイやパトカーに**



## 高速道路

### 【特徴】

- 高速道路での死亡事故は**5件**発生しております。  
また、自動車乗車中の事故で亡くなる方の割合は、一般道の**0.76%**であるのに対し、高速道路は**1.15%**であり、一般道の**1.5倍**と、走行速度の高さと死亡事故の関係が表れています。

### 【方針】

- 交通流の変動、道路構造の改良、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、**交通実態に即した速度規制**を推進します。また、交通事故や気象の変化等の交通障害発生時には、**臨時の速度規制**を迅速かつ的確に実施し、交通事故の抑止等を図ります。
- 東北縦貫自動車道上下線をはじめとする交通事故多発区間や、実勢速度の高い区間等での**速度取締り及び機動警ら**を強化し、交通事故の減少に努めます。また、事故発生状況等に応じた**速度違反自動取締装置の整備**を推進し、実勢速度の抑制による交通事故抑止を図ります。

※ 特徴は、令和5年中に発生した人身事故に基づいています。

※ これらの取組について、県警ホームページのほか、テレビ、ラジオをはじめとした各種広報媒体を通じて公表を行います。